## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

本件控訴の趣意は末尾添附の弁護人川村角治名義の控訴趣意書と題する書面に記載の通りである。これに対して次の様に判断する。

よつて刑訴法第三九六条に従い主文の通り判決する。 (裁判長判事 久礼田益喜 判事 武田軍治 判事 江里口清雄)